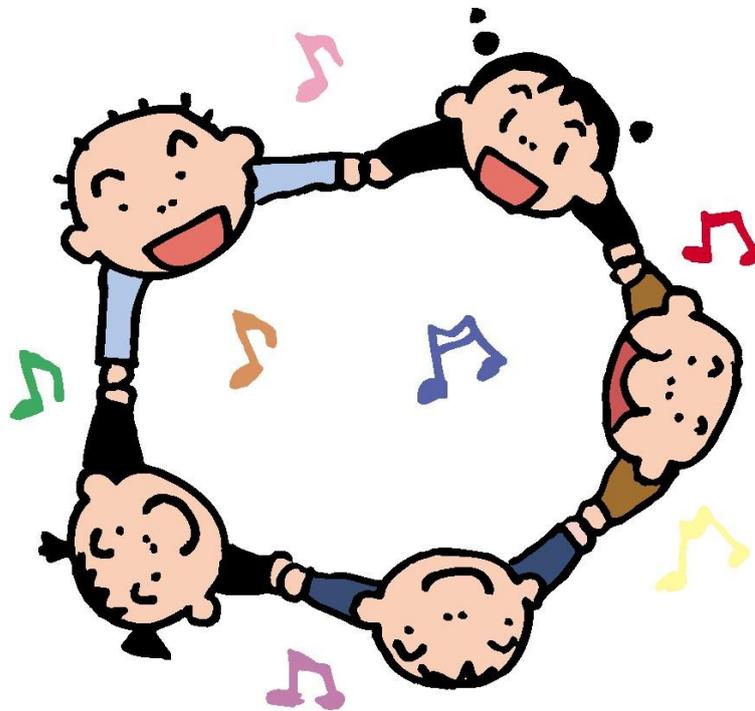


平成27年4月1日一部改正

ひとり親家庭等のお子さんのために

児童扶養手当のしおり



笠間市福祉部子ども福祉課

児童支援グループ 児童扶養手当担当 (内線163)

電話 0296-72-1111

0296-77-1101

0299-37-6611 (岩間地区)

笠間支所福祉課・岩間支所福祉課

(内線72131・72134) (内線73172・73173)

目 次

児童扶養手当とは

1 受給資格者	1
2 手当を受ける手続	2
3 手当の支払日	2
4 所得の制限	3
5 手当の額	4
6 支給の制限	4
7 認定後の届出義務	5
受給資格の喪失とは	6

参考

安心できる生活のために	7
自立支援のために	7
資金の融資をうけたいとき	8
母子家庭のための施設	8
困ったときの相談	8
関係機関一覧	9

児童扶養手当とは・・・

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進をはかることを目的に支給される児童のための手当です。

児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。子ども福祉課または支所福祉課へお問合せのうえ、手続きをしてください。

1 受給資格者

次の(1)～(8)のいずれかに該当する児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している父または母や父母に代わってその児童を養育している方です。

なお、手当は児童が18歳に達した日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）まで支給されます。ただし、児童が政令で定める程度の障害（おおよそ、身体障害者手帳の1・2・3級、療育手帳の「A」、特別児童扶養手当を支給される程度）を有する場合は、20歳の誕生日まで支給されます（再認定の請求が必要です。）

- (1) 父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらないで生まれた児童
- (9) 父母が不明である児童

次のいずれかに該当するとき、手当は支給されません

対象となる児童が

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき。
- (3) 父（受給資格者が母）又は母（受給資格者が父）と生計を同じくしているとき。（父又は母が一定の障害の状態にある場合を除く）

- (4) 受給資格者である母又は父の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（事実婚とは、婚姻の届出をしていなくても異性と同居している、あるいは同居がなくても頻繁な訪問があり、かつ生活費等の援助がある場合を言います。）
- (5) 受給資格者又は受給対象となる児童が全員死亡したとき
- (6) 遺棄していた父又は母から連絡があったとき
- (7) 拘禁されていた父又は母から連絡があったとき
- (8) 父が対象となる児童と生計を同じくしなくなったとき（受給者が父の場合）
- (9) 父または母の死亡について支給される公的年金給付又は遺族補償を受けることができるときで、その年金額の方が手当の支給額より高いとき。
- (10) 父または母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっており、その加算額の方が手当の支給額より高いとき。
- (11) その他支給要件に該当しなくなったとき

2 手当を受ける手続

手当は、認定請求書に次の書類を添えて提出し、市長の認定を受けることにより支給されます。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済み証明書）
- (2) その他必要書類（手当を受ける方の支給要件によって異なりますので、子ども福祉課または支所福祉課へお問合せください。）

※ 手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

3 手当の支払日

手当は、認定を受けると認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回に分け、支払月の前月までの手当を金融機関の口座へ振り込まれます。

支 払 日	支 給 対 象 月
4月11日	12月分～ 3月分
8月11日	4月分～ 7月分
12月11日	8月分～11月分

* 支払日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関の営業日に支給されます。

4 所得の制限

請求者の前年度の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部が支給停止されます。

所得制限限度額

所得 扶養親族数	本人		配偶者・扶養義務者・ 孤児等の養育者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

* 扶養義務者とは、請求者と請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

* 1月から6月に請求される場合は前々年の所得、7月から12月に請求される場合は前年の所得で判定します。

* 所得額の計算方法(課税台帳に基づき計算します。)

$\text{所得額} = \text{一年間収入金額} - \text{必要経費} + \text{養育費の8割相当額} - 8\text{万円} - \text{一次表の諸控除}$ <p>(給与所得控除額) (社会保険料等相当額)</p>

* 諸控除の額

寡婦(寡夫)控除(一般) …… 27万円	寡婦(寡夫)控除(特別) …… 35万円
障害者控除 …… 27万円	特別障害者控除 …… 40万円
勤労学生控除・	
配偶者特別控除・医療費控除等 …… 地方税法で控除された額	

※ 受給資格者が母(父)の場合は、寡婦控除はできません。

* 所得制限限度額に加算されるもの

(1) 受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 …… 10万円/人

特定扶養親族がある場合 …… 15万円/人

(2) 配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 …… 6万円/人

(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

5 手当の額

手当は、所得額による支給制限が設けられていますので、受給者または生計を同じくする扶養義務者等の所得状況により、「全部支給」「一部支給」「全部支給停止」に区分されます。

区 分	全部支給	一部支給
児童 1 人のとき	月額 42,000 円	所得に応じて月額 41,990 円～9,910 円
児童 2 人のとき	上記手当に月額 5,000 円を加算	
児童 3 人以上のとき	児童が 1 人増すごとに月額 3,000 円を加算	

一部支給の手当額の算式

$$\text{手当額} = 41,990 \text{ 円} - \frac{\text{所得額} - \text{全部支給の所得制限額}}{10} \times 0.0185434$$

10円未満四捨五入

6 支給の制限

次の(1)または(2)のいずれか早い方を経過した場合、経過月の翌月分から手当の額の2分の1が支給停止となります。(父母に代わって児童を養育している方を除きます)

(1) 手当の支給開始月から5年

(2) 支給要件該当月(離婚日等)から7年

※ 認定請求時に3歳未満の児童を監護していた場合、児童が3歳に達した翌月から5年です。

※ 母子家庭の方は、平成15年4月1日以前に支給開始または支給要件に該当の方は、平成15年4月1日が起算日です。

※ 父子家庭の方は、平成22年8月1日以前に支給開始または支給要件に該当の方は、平成22年8月1日が起算日です。

ただし、次の要件に該当する方は、必要書類を提出していただくと一部支給停止の対象となりません。

- 就業している。
- 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- 身体上または精神上的の障害がある。
- あなたが監護する児童親族が障害・負傷・疾病・要介護状態にあり、あなたが介護するため就業することが困難である。

7 認定後の届出義務

認定を受けた方は次の届出義務がありますので、事由が生じたときは、すみやかに子ども福祉課または支所福祉課に届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類
毎年8月1日～8月31日 (受給資格者全員) ※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず届を出してください	現況届 8月1日を基準日として支給対象児童の養育状況や所得状況等を届出て支給要件審査を受けてください。 この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと受給資格を失います。
対象児童が増えたとき	手当額改定請求書 請求した翌月から手当額が増額されます。
対象児童が減ったとき	手当額改定届 対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。過払いがあるときは返納していただきます。
所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど、現在の支給区分が変更となるとき	支給停止関係(発生・消滅・変更)届 事由が発生した翌月から変更になります。
受給資格を喪失したとき (次の①～⑪に該当したとき)	受給資格喪失届 資格を喪失した日の属する月まで手当が支給されます。過払いがあるときは返還していただきます。
受給者が死亡したとき	受給者死亡届 戸籍法の届出義務者が14日以内に届け出てください。
手当証書をなくしたとき、手当証書を破損または汚したとき	証書亡失届・証書再交付申請書
氏名・住所・支払金融機関が変わったとき	氏名・住所・支払金融機関 届出が遅れたり、届出をしなかった場合、手当の支払が遅くなる場合があります。

※届出の用紙は、子ども福祉課または支所福祉課に用意してあります。



受給資格の喪失とは



次のような場合、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに届出をしてください。

受給資格がなくなってから受給していた手当は、全額返還となります。

① 受給者が婚姻の届出をしたとき

または、婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（相手と同居あるいは同居がなくとも、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき

② 受給者が、年金を受けることができるようになったとき

③ 児童が、父または母の死亡によって支給される公的年金・遺族補償を受けることができるようになったとき

※②、③とも「受けられるようになったのに受けていない」場合を含みます

④ 遺棄していた父または母から連絡、訪問、送金があったとき

⑤ 刑務所に拘禁されていた父または母が出所したとき（仮出所を含みます）

⑥ 児童が施設に入所するとき、または里親に委託されたとき

⑦ 養育者が児童と別居するようになったとき

⑧ 受給者が児童を監護しなくなったとき

⑨ 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）

⑩ 児童が18歳に達する日以降の年度の最初の3月31日になったとき
（心身に障害があるときは20歳になる日を迎えたとき）

⑪ その他、支給要件に該当しなくなったとき

手当証書

証書は、手当の受給資格を証する書類です。受領後は大切に保管してください。

罰 則

偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

安心できる生活のために

- **母子・父子家庭医療費助成制度（マル福）**【問・申：市保険年金課・支所市民窓口課】
18歳未満（障害がある場合や高校に在学している場合は20歳未満）の児童とその母または父で一定の所得以下の方に対して、医療費を助成する制度です。
- **JR 通勤定期券の割引**【問・申：子ども福祉課・支所福祉課】
児童扶養手当を受けている母子・父子家庭の父母や子が、通勤定期乗車券を購入する場合は、3割引となります。特定資格証明書（有効期間1年）と特定者用定期乗車券購入証明書（有効期間6ヶ月）を市子ども福祉課または支所福祉課で発行しますので、証書と写真2枚（4cm×3cm）を持参の上、申請してください。ただし、通学定期乗車券の場合は、学生割引のほうが低額となる場合があります。
- **日常生活支援事業**【問・申：子ども福祉課・支所福祉課】
母子家庭の方が就職活動などの自立促進のため、または疾病などの社会的理由により一時的に介護や保育サービスが必要な場合に、事前に登録をしておくことで、家庭生活支援員の派遣が受けられる制度です。
ご利用単位は、1時間もしくは2時間からとなっており、費用は利用者の所得に応じて、無料もしくは一部をご負担いただくこととなります。

自立支援のために

- **母子自立支援プログラム策定事業**【問・申：茨城県福祉相談センター】
母子家庭のお母さんが、就職や転職にあたり、各県民センター県民福祉課または福祉相談センター地域福祉課に配置されている母子自立支援プログラム策定員が、個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、必要に応じ、ハローワーク等との連携をとりながら自立をサポートする事業です。
- **母子家庭自立支援給付金事業**【問・申：県福祉相談センター地域福祉課】
母子家庭のお母さんが、自ら就職に結びつくような技能知識あるいは就職に有利な資格を取得しようとするときに、給付金を支給します。
ただし、本事業を利用するには、就学前に受給資格の審査や資格取得の見込み等について、母子自立支援員と事前相談を行うことが必要となります。

○自立支援教育訓練給付金事業

あらかじめ受講する講座の指定を行ったうえで講座を修了した場合、一定の割合で自立支援教育訓練給付金を給付します。

○高等技能訓練促進費等事業

就職に有利で、生活の安定に役立つと県が指定した資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など）を取得するために、養成機関で2年以上修学する場合に給付金を支給します。

資金の融資をうけたいとき

- **母子福祉資金【問・申：子ども福祉課・支所福祉課・茨城県福祉相談センター】**
母子家庭を対象とした無利子（一部有利子）の融資制度です。
融資をうけたいときは、事前調査等所要の手続きが伴いますので、申請者が直接、市子ども福祉課または支所福祉課にご相談下さい。
- **母子福祉小口融資資金【問・申：母子福祉センター】**
日常生活のうえでお金が必要になったとき、10万円まで無利子で借りることができます。
（教育用資金については20万円まで）
この資金は、（社）茨城県母子寡婦福祉連合会が貸付を行っています。

母子家庭のための施設

- **県立母子の家【問・申：母子福祉センター】**
母子福祉センターと母子生活支援施設が一緒になった、母子福祉総合施設です。
母子福祉センターでは、母子家庭や寡婦のみなさんの生活全般にわたる相談をお受けしています。また、宿泊施設、会議施設のご利用もできます。
- **母子生活支援施設【問・申：子ども福祉課・支所福祉課・茨城県福祉相談センター】**
18歳未満のお子さんのある方で、生活指導や児童の保護を必要とされる方のための施設です。

困ったときの相談

- **笠間市福祉事務所【問・申：社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課】**
福祉に関するさまざまな仕事を幅広く行なうとともに、あらゆる相談に応じています。
- **笠間市家庭児童相談室【問・申：子ども福祉課・支所福祉課・笠間市家庭児童相談室】**
子どもの心と身体の発達や育児など、家庭や子どもに関するあらゆる相談に応じています。
- **笠間市母子自立支援員【問・申：子ども福祉課・支所福祉課・笠間市家庭児童相談室】**
母子の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援や職業能力の向上及び求職活動に関する支援をはじめ、あらゆる相談に応じています。
- **民生委員（児童委員・主任児童委員）【問・申：笠間市福祉事務所・支所福祉課】**
民生委員（児童委員・主任児童委員）は地区ごとにより、福祉事務所などと協力して活動し、生活に困っている方や子ども・家庭に関する心配ごとのある方などの相談相手となっています。
- **母子福祉センター【問・申：母子福祉センター】**
県立母子の家にあり、茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて各種の相談・生活指導などを行っています。

- **ハローワーク水戸マザーズサロン【問・申：ハローワーク水戸マザーズサロン】**
子育てをしながら就職を希望している方に、希望やニーズ・状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供等の再就職支援を行っています。
- **茨城県母子自立支援員【問・申：県福祉相談センター地域福祉課】**
県の県民センター県民福祉課（県内4カ所）及び福祉相談センター地域福祉課（水戸市）に勤務し、母子福祉資金の貸付をはじめ、母子家庭や寡婦の方のあらゆるご相談に応じています。
- **母子自立支援プログラム策定員【問・申：県福祉相談センター地域福祉課】**
県の県民センター県民福祉課（県内4カ所）及び福祉相談センター地域福祉課（水戸市）に勤務し、就職や転職に関する相談に応じています。
個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、ハローワークと連携を取りながら自立をサポートします。
- **養育費相談員【問・申：母子福祉センター】**
離婚により未成年の児童を養育することになった母親が、経済的に困窮することがないように、養育費の取り決めや不払いについての相談に応じる養育費相談員を母子福祉センターに配置しています。

関 係 機 関 一 覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
笠間市役所 本所	309-1792	笠間市中央 3-2-1	0296-77-1101 0296-72-1111 岩間地区からは 0299-37-6611
笠間市役所 笠間支所	309-1698	笠間市笠間 1 5 3 2	
笠間市役所 岩間支所	319-0294	笠間市下郷 5 1 4 0	
笠間市福祉事務所	309-1792	笠間市中央 3-2-1	
笠間市家庭児童相談室	309-1792	笠間市中央 3-2-1 (笠間市役所本所内)	上記番号または直通 0296-70-5411
笠間市母子自立支援員			
茨城県福祉相談センター (地域福祉課)	310-0011	水戸市三の丸 1-5-38	029-226-1513
茨城県立母子の家 (母子福祉センター)	310-0065	水戸市八幡町 11-52	029-221-8497
ハローワーク 水戸マザーズサロン	310-8509	水戸市水府町 1573-1	029-231-2050